

令和6年度における公益法人等への会費支出の状況

	交付先法人名称	名目・趣旨	交付額 (単位:円)	支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
1	公益財団法人日本博物館協会	維持会費(団体、年会費) 全国博物館大会参加費	437,140	公益財団法人日本博物館協会への維持会費の支出及び参加費の支出については、当該法人が算出した会費の請求書に基づき各施設がそれぞれ支出している。	4/25、5/1、5/9、5/13、5/24、5/27、6/25、11/29、12/25※1	国立文化財機構は、中期目標で「国内外の博物館活動への寄与」を掲げている。この目標達成の一手段として、維持会員となり「全国博物館会議」を組織するとともに、当該法人の行う諸事業に参画するための会費を支払う必要がある。	公財	国所管
2	公益社団法人 Japan Treasure Summit	年会費 基本プログラム参加費	165,000	年会費:110,000 プログラム参加費:55,000	6/28※2	文化芸術基本計画(第2期)において、ファンドレイジングといった博物館における先駆的な取組の推進を国の施策として掲げており、文化財の修理などについても多様な財源を獲得し、実施することが求められている。そのため、ファンドレイザーの育成等を目的として、同法人が実施するプログラムの参加費等を支出する必要がある。	公社	国所管

※1 本部及び6事業所から支出を行っている。

※2 本部から支出を行っている。